

## 高松高等裁判所判決概要

### 【落雷事故の経緯】

1996年、私立土佐高校に在籍し、同サッカー部に所属していた生徒（当時高校1年）が高槻市南大槌運動場で開催された高槻市体育協会主催の「高槻ユース・サッカー・サマー・フェスティバル」に参加。高槻市体育協会が加盟団体である高槻市サッカー連盟に実行委員会を設置させて大会を開催、土佐高校の教諭がサッカー部の監督であった。

事故当日、土佐高校の第1試合が開始された午後1時50分頃には上空には雷雲が現れ、小雨が降り始め、時々遠雷が聞こえる状態であった。同試合が終了した午後2時55分頃には上空に暗雲が立ち込めて暗くなり、ラインの確認が困難なほどの豪雨が降り続いた。午後3時15分頃には大阪管区气象台から雷注意報が発令されたが、大会関係者はこのことを知らなかった。第2試合開始の直前頃には雨がやみ、上空の大部分は明るくなりつつあったが、南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃された。

第2試合は午後4時30分頃開始され、午後4時35分頃、サッカー部員が頭部に落雷を受け、転倒、意識不明となった。その後視力障害、両下肢機能の全廃、両上肢機能の著しい障害等の行為障害が残った。

### 【一審、二審判決】

一審1999年の高知地方裁判所判決は被告運営側の損害賠償責任を否定した。

二審2003年の高松高等裁判所判決も、落雷を受けることを予見することが可能であったとはいえ、予見すべき義務があったとはいえないとして、また、主催者ないし運営責任者に競技者の落雷事故を防止すべき安全配慮義務の違反があったとはいえないとして、控訴を棄却した。

### 【最高裁判所判決】

2006年3月、最高裁判所は、事故当時に落雷事故を予防するための注意に関する文献上の記載は多く存在していたなどとして、教諭は落雷事故発生危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であり、また、予見すべき注意義務を怠ったと判示。高松高等裁判所に審理を差し戻した。

### 【高松高等裁判所差し戻し審判決】

2008年9月17日、高松高等裁判所は、教諭は試合中止や延期を申し入れたり、周囲のコンクリート柱の近くに避難させたりして事故を回避できたのに、漫然と試合に出場させた過失があったなどとして、被告の私立土佐高校と高槻市体育協会に逸失利益約1億1700万円、将来の介護費用約1億2千万円など計約3億14万円の支払いを命じた。

以 上